

【参考】

知事の専決処分事項の議決の一部改正

1 提案理由

資材高騰、少子高齢化に伴う人手不足などの厳しい社会情勢を鑑み、建設業など関係業界の限られた人材の有効活用や速やかな支払いを可能とするために、知事の専決事項の適用範囲を拡大し、契約締結までの期間を短縮することが適当と考えられます。

これが、改正案を提出する理由であります。

2 知事の専決処分事項の議決 新旧対照表

改正後	改正前
(略)	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による知事の専決処分事項を次のとおり定める。
1・2 (略)	1・2 (略)
3 議会の議決を得た契約を変更する場合、変更額が <u>1億円</u> をこえない範囲で変更すること。	3 議会の議決を得た契約を変更する場合、変更額が <u>2,500万円</u> をこえない範囲で変更すること。
4～6 (略)	4～6 (略)

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。